**平成２９年（フ）第３１７号**
宮崎市村角町北田82番地１　県営住宅102棟７号
債務者　黒木　政勝
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田所　伸吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２０２号**
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目７番５―405号
債務者　柳田　孝徳
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１８７１号**
札幌市白石区本通11丁目南２番18号　第一宇野マンションＡ棟10号
債務者　宮野　拓哉
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　純人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第８００号**
さいたま市浦和区上木崎３丁目３番27号　エクセレントグローブ201号、旧住所埼玉県川口市飯塚１丁目９番34号　山口ハイツＢ棟203号
債務者　中台　祐介
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原崎友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第５４６号**
埼玉県川越市旭町３丁目16番地２（ソレイユメゾン103号室）
債務者　長浜　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第５２８号**
埼玉県所沢市上新井１丁目３番地の１　カーサ・ミア202
債務者　太田　　崇
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第１２９号**
山形市八日町１丁目３番36―206号　ＡＲＣ八日町
債務者　星　　英徳
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第１８０４号**
札幌市清田区北野７条３丁目６番８―203号
債務者　佐藤　吉孝
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８２８号**
札幌市西区発寒９条10丁目２番45号　杉ハイツ２号
債務者　二又　奈緒
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８３８号**
札幌市厚別区大谷地東７丁目３番１―203号
債務者　川手　千恵（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８４６号**
札幌市白石区北郷１条10丁目２番17号　ビリオネア13番館102号
債務者　渡部　秋子（旧姓長内）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８６４号**
札幌市東区伏古８条２丁目５番11号
債務者　夏坂　亮祐
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８７０号**
札幌市東区東雁来12条４丁目２番２―101号
債務者　太内田好弘
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８７９号**
札幌市東区北13条東１丁目３番28―102号
債務者　菅崎　海咲（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８８６号**
札幌市西区発寒１条２丁目６番６号　グランドール発寒101号
債務者　小松　磨理（旧姓野戸）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８９３号**
札幌市東区北39条東９丁目１番16号
債務者　谷本　京子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部